

「にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」
事業実施計画

令和7年5月策定

令和8年5月改訂

「にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」

目次

第1	趣旨	1
第2	実施期間	1
第3	現状と課題	2
1	不安定な就労状態にある方	2
2	就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	2
3	社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）	3
第4	目標・主な取組等	3
1	目標	3
2	主な取組等	3
	(1) 不安定な就労状態にある方	3
	(2) 就業を希望しながら長期に渡り無業の状態にある方	5
	(3) 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）	6
第5	地域就職氷河期世代等支援推進交付金の事業	7
第6	対象横断的な取組	7
	(1) 目標	7
	(2) 主な取組等	7
第7	推進体制・進捗管理方法	8
第8	地域レベルの協議会との連携	8
第9	その他	8

第1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定。）において就職氷河期世代の活躍促進に向けて3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定。）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の期間を「第二ステージ」と位置づけ、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、都道府県ごとに関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」と、「市町村プラットフォーム」（以下「市町村PF」という。）が連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加を実現することとされたところである。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定。）において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に必要な中高年世代（概ね35歳～59歳）へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととし「にいがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」は「にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「にいがた中高年協議会」という）へ名称を改めた。

今後は、政府において「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）が策定されたことを踏まえ、都道府県協議会においても、当該プログラムの関連施策を活用し、支援に取り組む必要があることから、にいがた中高年協議会においても、地域における就職氷河期世代を含む中高年世代の更なる活躍支援に向けて、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人ひとりの事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくため、にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画を策定し、各界が一体となって効果的かつ継続的な取組を推進していくこととする。

第2 実施期間

実施計画は年度単位とし、実施期間は「にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画（別冊）」（以下、「実施計画別冊」という。）により定めることとする。

第3 現状と課題

就職氷河期世代を含む中高年世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等（以下「支援対象者」という。）がおり、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様であるとされている。

これらの方の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、それらの方が生活の基盤を置く地域の実情もまた多様であることから、個人の状況に応じた支援メニューをきめ細やかに届けていかなければならない。そのため、個人が置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要があることを念頭に取り組んでいくことが不可欠である。

以下、支援対象者ごとに現状と課題を整理する。

1 不安定な就労状態にある方

新潟県における「不安定な就労状態にある方」（35歳～59歳）は19,100人（人口比2.8%）¹と推計されており、全国平均（人口比2.5%）より高い状況にある。

これまで就職氷河期世代を対象に、ハローワーク新潟に設置した「就職氷河期世代支援コーナー」による就職相談・紹介・定着支援までの一貫した伴走型支援や安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公的職業訓練の実施等により不安定な就労状態にある就職氷河期世代の求職者の就職支援を推進してきた。

今後は、不安定な就労状態にある中高年世代の正社員就職実現に向けた支援を一層充実・強化していく必要がある。その際、個々の支援対象者の置かれた状況に応じたきめ細かな支援が求められること、マッチング支援にあたっては、例えば支援対象者の職歴だけでは判断できない適性や能力等が求人企業にも十分伝わるような工夫が求められることなどに留意する必要がある。

2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

新潟県における「長期にわたり無業の状態にある方」（35歳～49歳）については、人口比で1.4%と全国平均（人口比1.4%）²と同水準となり、人数は9,500人と推計されている。

これまで、労働局、県、新潟市との連携により展開している「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、一定期間無業状態にある就職氷河期世代の方の職業的自立に向けた支援（具体的には、心理相談も含め

1.2 資料出所：総務省「令和4年就業構造基本統計調査」、JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」
「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者
「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

た生活・就労の個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験など）を実施してきた。また、支援対象者のご家族の方の交流の場を設けるなど家族向けのセミナーも提供してきている。

今後は、これまでの取組で得られたノウハウを活かし、支援対象者の掘り起しや働きかけのための機能を強化するため、サポステと関係機関（生活困窮者自立支援制度自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、民生委員、家族会等）との連携をより一層進めていくことが必要である。

3 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

内閣府の調査を基にして本県のひきこもりの状態にある方を推計すると、満15歳～満39歳が9,600人、満40歳～満64歳が14,300人、合計23,900人となる³。

平成25年度から「新潟県ひきこもり地域支援センター事業」を実施しており、ひきこもりで悩んでいる本人や家族等からの相談に対応するとともに、支援者側の相談技術向上を図るため、市町村や民間団体の職員等を対象とした研修会等を開催している。

ひきこもり支援においては、支援対象者に寄り添いながら継続的に支援する体制の構築が求められることから、より支援対象者やそのご家族に身近な市町村で支援の充実を図ることが必要である。

本計画の支援対象者である「不安定な就労状態にある方」、「就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方」、「社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）」は、その状態が時とともに変化していくことから、支援対象者やそのご家族の状態に合わせた柔軟な支援を行うために、関係機関が連携して、的確に対応する必要がある。

第4 目標・主な取組等

第3の1～3で整理した現状と課題を踏まえ、にいがた中高年協議会として以下のとおり目標を掲げ、取組を推進していく。

1 目標

上記第3の1から3の支援対象者ごとに各年度で目標及び取組に係るKPIを設定し、実施計画別冊により取りまとめる。

2 主な取組等

(1) 不安定な就労状態にある方

【相談支援】

ア ハローワーク新潟に「キャリアアップ支援コーナー（35歳からの正社員就職応援窓口）」を設置し、ハローワーク内の関係部門が連携したチーム

³ 2023年3月 内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」
上記調査結果を基に、県内人口で按分

支援による、就職相談、職業紹介、職場定着支援までの一貫した伴走型支援を実施する。また、県内各ハローワークにおいても、中高年世代の不安定就労者等に対して重点的な支援を実施する。(労働局)

イ 若年者ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、支援が必要と認められる中高年世代対象に、キャリアコンサルティングや、併設するハローワークにおける職業紹介等の支援を実施する。(労働局・県・長岡市・上越市)

ウ 支援対象者の早期離職の防止に向け、在職中の者及び企業に対する職場定着（フォローアップ）支援に取り組む。(労働局・県・経済団体)

【職業能力開発等に向けた支援】

ア 職業経験を積む機会が少なかったり、必要な職業能力を開発したりすることができず、適正な職業を選択する機会を逸した方のために、職業体験の機会を提供し職業選択の視野を広げる支援を行う。(県)

イ 地域の求人・求職ニーズを踏まえて公的職業訓練を設定し、安定就職に必要な職業能力の習得を支援する。(労働局・県・機構)

ウ 生活福祉資金で用意されている、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付メニューの活用を図る。(新潟県社会福祉協議会)

【マッチング支援】

ア ハローワーク新潟に「キャリアアップ支援コーナー（35歳からの正社員就職応援窓口）」を設置し、ハローワーク内の関係部門が連携したチーム支援による、就職相談、職業紹介、職場定着支援までの一貫した伴走型支援を実施する。また、県内各ハローワークにおいても、中高年世代の不安定就労者等に対して重点的な支援を実施する。(労働局・県・市町村) ※再掲

イ 若年者ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、支援が必要と認められる中高年世代を対象に、キャリアコンサルティングや、併設するハローワークにおける職業紹介等の支援を実施する。(労働局・県) ※再掲

ウ 中小企業等とのマッチングイベント（企業の説明会、就職面接会、職場見学会・体験会、セミナー等）を実施する⁴。(労働局・経済産業局・県・新潟市・経済団体、)

エ 「新潟地域若者サポートステーション」において、企業担当者との相談に加え、就職への不安解消に向けた相談のほか、個別アウトリーチとの連携による支援対象者の掘り起こしも視野に入れた地域就職活動説明会を実施する。(新潟市)

⁴ それぞれの機関での後援・共催を含む。

【地域の企業向けの支援】

- ア 中高年世代の不安定就労者等の正社員就職・正社員転換の促進に資するよう県内の中小企業等に対する相談支援、中高年層（ミドルシニア）限定求人の活用の呼びかけなど必要な周知・啓発を実施。（労働局・県・市・経済団体）
- イ 中高年世代の不安定就労者等の正規雇用促進を図るため、トライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）等の周知及び活用促進に連携して取り組む。
また、企業内での正社員転換等の取組を促進するため、キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金等の周知及び活用促進に連携して取り組む。（労働局・県・市・経済団体）
- ウ 企業等に対して、中高年世代の不安定就労者等を対象とした人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善等に係る働きかけを行う。併せて、それらの取組に必要な施策をにいがた中高年協議会に提案する。（労働局・労働団体）

（２）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

【相談支援】

- ア 中高年世代のうち、サポステの支援対象年齢である 49 歳までの方に対しカウンセリング、セミナーの実施等により中高年世代の無業者に対する支援を実施する。（労働局・県・市）
- ・労働局：相談支援、職場体験・就職支援、定着・ステップアップ事業
 - ・県：臨床心理士による相談、研修事業（セミナー等）、職場体験
 - ・市：「新潟地域若者サポートステーション」（以下「新潟サポステ」という。）及び「長岡地域若者サポートステーション」（以下、「長岡サポステ」という。）において就労支援員及び臨床心理士による相談支援、研修事業（セミナー等）、職場体験
- イ 新潟サポステにおいて、福祉機関等（ひきこもり支援機関・社会福祉協議会・保健師等）と連携し、個人宅及び地域の施設へ訪問するアウトリーチ支援員を配置する。（新潟市）
- ウ 長期にわたるひきこもり等から生じる心理面への丁寧かつ柔軟なサポートを行うため、新潟サポステ及び長岡サポステにおける臨床心理士（公認心理師）の対応を拡充し、相談体制を手厚くする。（新潟市、長岡市）

【地域でのネットワーク形成】

- ア 中高年世代の無業者の自立支援をテーマにした各種セミナー、講演会等を開催し、住民に周知を図るとともに、それぞれの地域における様々な関

係機関のネットワークの構築に努める。(県)

イ サポステと障害者就業・生活支援センターの連携により、障害が窺われる支援対象者の掘り起こし及び就労支援につなげる。(県)

【関係機関へのアウトリーチ】

ア サポステの支援対象者の掘り起こし・働きかけのため、自立相談支援機関や福祉事務所、ひきこもり支援センター等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援(出張支援)を実施する。(労働局・県・新潟市・市町村)

【職場体験の機会の確保】

ア サポステ及び障害者就業・生活支援センターで提供する「職場体験」等の受入れ先の拡大を図る。(労働局・県・市・経済団体)

- ・サポステに企業開拓員を配置し、受入れ先の拡大を図る。(県・市)
- ・受入事業所に協力費を支給し、企業の受入に伴う負担の軽減及び支援対象者の職場実習の機会拡大を図る。(県)

【経済的負担の軽減】

ア 経済的な余裕がなく、採用面接に行くことが困難な場合に、「新潟地域若者サポートステーション」において、面接用のレンタルスーツを貸し出して負担を軽減する。(新潟市)

イ 就労準備支援事業所へ通所する方に交通費の一部を給付し、利用に向けた経済的な負担軽減を図るほか、就労・作業体験に参加した方に日当を給付しモチベーションの向上を図る。(新潟市)

(3) 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方(ひきこもりの方等)

【相談支援】

ア 支援対象者やそのご家族の身近な地域において相談・支援の充実を図るため、市町村や民間団体職員等を対象とした研修会を開催する等、ひきこもり支援に関係する人材を育成する。(県)

イ 自立相談支援機関において、相談支援事業等を円滑に進め、支援の充実が図られるよう、支援者の資質向上のための研修を実施する。

また、生活困窮者の情報を幅広く共有することが可能となる「支援会議」を県内全市町村で設置し、早期の支援につなげられるよう努めるとともに、直ちに就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事業等の実施を通じて、ひきこもり家庭に対する支援を強化する。(県、新潟市)

【地域でのネットワーク形成】

ア それぞれの地域で様々な関係機関のネットワーク構築の取組を強化する

ため、中高年世代活躍応援プロジェクトにおける地域単位のプラットフォームとして位置づけられた中高年世代の不安定就労者等の支援に関わる地域単位の既存のネットワーク会議（生活困窮者自立支援制度の支援会議・支援調整会議、若年者自立支援ネットワーク会議、等）を中高年世代の不安定就労者等の情報の早期把握及び諸課題の把握・検討の場として活用し、にいがた中高年協議会として地域課題等の共有、支援等を行う。（労働局、県、新潟市、市町村、支援機関）

イ 支援対象者及びご家族が身近なところで相談できるよう、自立相談やひきこもり相談の市町村の相談窓口を住民に周知するとともに、市町村圏域でのネットワークの構築に努める。（県、市町村）

第5 地域就職氷河期世代等支援推進交付金の事業

県又は市町村が活用する「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」の事業概要等については、別紙のとおりとする。

なお、にいがた中高年協議会事業実施計画策定後に当該事業の内容の追加、変更を行う場合は、県及び市町村から、事前にないがた中高年協議会構成員の包括的な承認を得た上で、同交付金事業の追加、変更申請時に別紙を修正するとともに、当該構成員にその修正内容を通知することとし、これにより、本事業実施計画が改定されたものとする。

第6 対象横断的な取組

（1）目標

第4の2に記載した各種の取組等を着実に実施していくことと併せて、支援が必要な方等を取組を知ってもらい活用してもらうこと、取組の実施状況を検証して必要な向上を図っていくことが重要である。このため、にいがた中高年協議会の構成員それぞれの強みを活かして、効果的かつ継続的な取組を推進していく。

（2）主な取組等

ア 第4の2に記載した各種の取組等の周知や中高年世代の不安定就労者等の活躍促進、その受け皿となる企業等の理解や受け入れ促進等に向けた気運の醸成を図るため、にいがた中高年協議会の構成員が連携して各種取組を推進する。（にいがた中高年協議会全構成員）

イ 支援対象者ごとの各種支援策や、中高年世代の不安定就労者等の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するメッセージを本人、家族、各種関係者に届けるため、HP、SNS、イベント開催などを活用した周知・広報を展開する。（にいがた中高年協議会全構成員）

ウ 第4の2に記載した各種の取組の成果等を把握・分析できるよう、必要

なデータや支援事例等の収集・整理に努める⁵。(労働局、県、市町村)
エ 県内の各市町村が実施する中高年世代の不安定就労者等支援のための取組について情報収集を行い、必要な連携を図る。また、他都道府県における取組事例についても情報収集を行う。(労働局、県)

第7 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、にいがた中高年協議会事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、にいがた中高年協議会設置要領の5に規定する会議において公表する。

なお、社会経済情勢や進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこととする。

第8 地域レベルの協議会との連携

にいがた中高年協議会は、地域レベルの協議会の効果的かつ円滑な運営のために、地域レベルの協議会からの支援要請に対して適切に対応するとともに、好事例等の中高年世代の不安定就労者等の支援に関する情報についてはこれを共有し、双方緊密な連携を図ることとする。

第9 その他

事業実施計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、にいがた中高年協議会内の関係機関で協議を行うとともに、国に対しても情報共有を行うこととする。

事業実施計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しの他に、国から改めて示される都道府県計画の考え方を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業実施計画の記載のうち、労働局、県及び市町村の取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

⁵ これにより中高年世代への支援の充実を図るとともに、得られた知見等を他の世代への支援にも活かしていく。